

医療法施行規則第1条の14第7項の規定を適用する診療所について

診療所名称	(仮称) 医療法人琢生会尼崎マタニティクリニック	
診療所所在地	兵庫県尼崎市小中島 2-20-18	
開設者	医療法人琢生会	
管理者	神田宏治	
診療科目	産科・婦人科、小児科	
医療法施行規則の種別*1)	医療法施行規則第1条の14第7項第2号	
病床数	新設・増床の別	新設
	設置・増床予定年月日	令和5年9月
	今回設置する病床数	19床（病床機能：急性期19床）
	既設置の病床数	0床
病床設置の目的 (病床設置に至る背景・提供しようとする医療の内容・必要性等)	今回、分娩施設が不足している尼崎市内に新規分娩施設を開設し、これまでの当法人が運営する分娩施設での実績や医療資源を活かし、同地域における分娩場所に困る妊婦に応えたい。また分娩に関わりたい助産師などの産科医療スタッフが働き続けられる職場を提供したい。	
設置病床数の考え方	産科特例診療所	
圏域の状況 (患者の特色・医療ニーズ等)	該当圏域において、直近の分娩施設の減少に伴い、近隣地域、他医療圏への流出などで分娩需要を一時的にまかなっている。受け入れを行っている中核病院や近隣地域の施設では分娩数が上限に達し断っている状況となっている。一方、同圏域は今後も人口は一定数維持される見込みであり、主要駅周辺では若年人口が増加しており今後も分娩需要は継続すると判断される。	
関係機関との連携の状況 (医療機関・医療機関以外等)	地域基幹病院等と連携しながら診療を実施する。	
地元医師会、市等の意見	阪神北、阪神南地域医療構想調整会議兼健康福祉推進協議会医療部会（2/3、2/15開催）で提案協議され承知されている。	
その他特記事項		

*1) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号、第2号または第5号のいずれかに該当するものであること。